

# 第3回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

平成29年11月27日（月）

安東議長

皆さん、こんにちは。

ただ今、出席議員は12名で地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立致しました。

これより、本日をもって招集されました、平成29年第3回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会致します。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略致します。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により、議長において、8番 山本博文 君、9番 菅 健雄 君を指名致します。

日程第二、会期の決定を議題と致します。

おはかり致します。

本定例会の会期は、本日一日限りと思いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日限りと決定致しました。

日程第三、諸般の報告を求めます。

岡部事務局長

はい、議長

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君

岡部事務局長

皆さま、こんにちは。事務局長の岡部でございます。

平成29年5月臨時会から今定例会までの事務報告は、お手元に印刷配布しておりますので、それによりご了承をお願い致します。

安東議長

日程第四、議第四号から議第六号、及び報告第一号を一括上程し議題と致します。

日程第五、提案理由並びに議案説明についてですが、管理者より事業者選定の方針について報告をしたいとの申し出がありましたので、発言を許可し、そのあ

とに提案理由の説明を求めます。

是永管理者

はい、議長

安東議長

管理者 是永 修治 君

是永管理者

皆さん、こんにちは。管理者の是永でございます。議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明に入る前に、クリーンセンター（ごみ処理施設）建設に係る進捗状況についてご報告いたします。

まず、建設地である西大堀地区では、用地造成工事などが既に昨年度中に完成し、現在、市道西大堀・高森線の交差点改良工事が宇佐市によって行われており、来年3月に完成予定でございます。次に、クリーンセンターの整備・運営に係る事業者選定につきましては、2月14日に入札手続きの一時停止を解除したのち、事業者選定委員会による総合評価を4月27日に行い、コスモスグループを落札候補者に決定との報告を受け、その取り扱いについて正副管理者会議にて慎重な協議を重ねてまいりました。その結果、日立造船株式会社九州支社を代表企業とするグループを落札者として決定いたしました。今後、仮契約が締結でき次第、議会に提案する予定でございます。

続いて、議第4号、議第5号、議第6号及び報告第1号の提案理由についてご説明いたします。

議第4号は「平成29年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第1号）」（案）でございますが、今回の補正額は2,000万円の減額で、累計予算額は6億8,000万円となります。歳入補正につきましては、分担金及び負担金が3,722万6千円の減額、国庫支出金が351万円の減額、繰越金が2,073万6千円の増額となっております。歳出補正につきましては、予備費を2,000万円減額しております。これは、当初予算編成時において、入札手続きの遅れにより事業者選定アドバイザー業務の年度内の終了が不可能となったため、新年度に新たなコンサルタント業者との契約を視野に入れ2,000万円を予備費で計上していましたが、実際は、現委託業者との契約を継続し繰越して対応することになったため、今回、予備的に計上していた2,000万円を減額補正するものです。なお、総務費及び衛生費については財源更正を行っております。

議第5号は「平成28年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、これは地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するもので、歳入の決算総額は5億4,490万7,758円、歳出の決算総額は5億1,791万9,010円となっております。

歳入の主なものは負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金などで、そのうち負担金が歳入全体の約70.8%、国庫支出金が約5.8%、繰入金が約11.1%を占めています。歳出の主なものは、施設建設用地造成業務等の委託料、周辺の道路整備のための工事請負費、職員6名と非常勤特別職1名の人件費、公有財産購入費などで、委託料が歳出全体の約40.3%、工事請負費が約12.5%、

人件費が約10.9%、公有財産購入費が約10.0%を占めています。

議第6号は「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」でございますが、豊後高田市から選出されています河野清一氏が任期満了となり、その後任として佐藤ひとみ氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、任期は平成33年11月27日までとなります。

次に、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号は、「平成28年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計繰越明許費繰越計算書について」の件でございますが、これは平成28年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算に係る繰越明許費の、事業者選定アドバイザー業務委託ほか1件の総額625万1千円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安東議長

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。  
続いて、監査委員に監査の結果について、報告を求めます。

原田監査委員

はい。議長。

安東議長

監査委員 原田 芳文 君

原田監査委員

こんにちは。代表監査委員の原田です。

平成28年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算審査について報告致します。去る8月25日、宇佐・高田・国東広域事務組合の会議室において、事務局職員に説明を求め、議会選出監査委員の丸小野宣康氏とともに、歳入歳出決算書の確認、関係諸帳簿との照合等の決算審査の実施を致しました。その結果、歳入歳出決算書およびその他の関係諸帳簿は、関係書類と符合しており適正に事務処理されていると認められました。審査の内容につきましては、お手元に配しております審査意見書に述べておりますが、その概要について説明致します。決算の歳入総額は5億4490万7千円。歳出総額は5億1791万9千円で、差引額は2698万8千円であり、実質収支額は繰り越すべき財源625万1千円を差し引いた2073万7千円となっており、これを翌年度に繰り越しております。平成28年度の主な事業として、建設用地の造成事業や建設地への進入路整備を含めた周辺道路整備などが挙げられますが、これらは住民にとって形として目に見えるものであり、建設の第一歩を踏み出したことを周知するに十分なものとなっております。また引き続き、地域活性化交付金やまちづくり交付金の交付を行うなど、周辺対策についてもほぼ計画通りに進んでおります。なお年度途中において、諸事情により入札手続きを一時停止したため、スケジュールに遅れが生じましたが、今後については一刻も早い施設完成に向けて最大限の努力をしていただくよう強く要望いたします。以上で監

査報告を終わります。

安東議長

日程第六、これより一般質問に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可します。4番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

皆さんこんにちは。大変お疲れ様です。4番の高橋宜宏です。まず第一の質問は、去る11月17日に是永管理者から、広域ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定報告におきまして、これまでの経過を説明していただきました。そして議会開会前の全員協議会等で、来年2月落札議案を提案するとの説明がございました。今回、再確認のために8月17日と10月30日に開催されました正副管理者会議では、どのようなことが話され、どのような方針が決められたのかを質問を致します。そして通告しておりませんが、17日の全員協議会後の正副で話合われた協議内容も併せてお聞かせいただければ幸甚であります。第二の質問は、住民負担の軽減のため施設の規模や価格の見直しが必要と考えられますが、そのために減量とリサイクルを一層推進するための方策についてです。その第一点目は、3市のごみ減量とリサイクルの目標に対する到達率、及び今後の推進策をお聞きいたします。次に、事業系ごみが増加傾向にあります、どのような対策を考えているのでしょうか。三点目は、3市のリサイクル率は国や県の平均よりも低く、とくに宇佐市は8.89%と非常に低い数字です。今後どう改善していくのでしょうか。第三の質問は多くの市民の批判が強い中、1社のみ入札の継続が強行され、4月27日には開札を行ったと言われていたのですが、公平な競争性は図られたのでしょうか。第四の質問は、規模縮小の問題です。国東市は昨年10月28日、国のバイオマス事業の認可を受けており、事業を推進すれば国東市の広域へのごみの持ち込みは、約半分で済むと考えられます。しかも施設は平成11年に建設されており、また稼働可能年数は20年近くあります。また豊後高田市でも佐々木市長を先頭に、減量の取り組みが進んでおり、規模の縮小は可能ではないのでしょうか。改めて、ごみは自治体ごとに処理するという地方自治法に基づき、それぞれ3市で処理する方向で見直しをすべきではないかと思いますが、当局の見解をお聞きいたします。第五の質問は、広域事務組合事務局長の発言問題です。新聞報道によりますと、事務局長がある市議に対し、入札を辞退した企業グループからお金をもらっているなどと発言していることが分かり、その議員は名誉棄損だと反発。その後事務局長は発言を撤回したようですが、疑惑は晴れていないと話していることが明るみに出ています。是永正管理者は宇佐市職員の懲戒処分に関する指針を準用し、適正に対処すると回答をしておりますが、その後具体的にどのような対処をしたのかをお聞きいたします。以上で初回の質問を終わります。

安東議長

高橋 宜宏 君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

是永管理者

はい。議長。

安東議長

管理者 是永 修治 君。

是永管理者

管理者の是永でございます。4番 高橋議員の一般質問にお答えします。

1項目め「10月30日に開催された正副管理者会議ではどのようなことが話し合われ、どのような方針が決められたのか」についてですが、本日提案の議案審議が行われ、原案どおり決定されました。また、8月17日継続協議となっていた落札候補者の取扱いについて話し合われましたが、引き続き継続協議となりました。2項目め「減量とリサイクルを一層推進する方策について」ですが、減量及びリサイクルに関する事務は、そのほとんどが各構成市の事務となっておりますので、組合が担当する部分についてのみお答えいたします。まず、1点目「減量とリサイクルの目標及び今後の推進策」についてですが、平成27年に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、ごみ排出量の抑制目標値として平成31年度推計値の10%削減を目標にしており、資源化の目標値は平成31年度において24%以上としています。リサイクルの今後の推進策については、焼却灰と飛灰のセメント原料化を計画しています。また、新施設において展示・学習施設を整備し、啓発活動に取り組んでいきます。次に2点目「事業系ごみの対策」についてですが、同計画では「事業系ごみ手数料の見直し」の中で、本組合の近隣自治体における受入手数料を勘案した上で適切な料金設定を行うとしています。3点目「リサイクル率の改善策」については、基本計画策定時において国東市のみ行っている焼却灰のセメント原料化を、すべての焼却灰と飛灰をセメント原料化することにより改善していくものと考えています。3項目め「1社のみ入札で公平な競争性は図られたのか」についてですが、広域ごみ処理施設整備・運営事業の入札方式は一般競争入札ですが、地方財務提要によると、「一般競争入札は、入札参加資格を満たしている者で入札参加意欲のある者は誰でも参加できるものであり、入札参加者は指名競争入札に比べて不特定多数になることが予想されるものです。したがって、どの程度の入札参加者があるかは、入札を実施するまで正確な数はわからない訳ですが、工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札参加意欲のある者が入札に参加するものですので、入札意欲のある者の入札参加機会は確保されています。したがって、たとえ入札参加者が一人であっても、入札における競争性は確保されていると考えられますので、その場合も入札を行っても差し支えないものと考えます。」とあり、1社のみ入札でも公平な競争性は図られ

たものと考えています。4項目め「規模の縮小は可能ではないか」についてですが、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画によりますと、平成31年度の3市の焼却処理ごみ量の推計は32,200tですが、排出抑制目標を10%として、29,048tのごみ量から1日の処理量115tの規模を算定しています。そこで、直近の実績から焼却処理ごみ量を推計すると平成32年度で30,398tとなり、その量から規模を算定すると1日当たり120tで、現状の取り組み以上に排出抑制が必要となりますので現行の規模で適正と考えています。なお、国東市は計画通りのごみ量を搬入するとのことですが、生ごみを利用したバイオマス事業については、将来にわたって原材料の安定的な調達が可能であるかという点や、コストと収入のバランスから事業として計画どおり成り立つかという点について精査をしている段階であると聞いております。もし生ごみを原料とした場合でも、施設規模に大きく影響することはないと判断されます。また、「それぞれ3市で処理する方向で見直しをするつもりはないのか」についてですが、本組合は、地方自治法の規定により、ごみ処理施設の新設と管理運営に関する事務を共同処理することを目的に、各構成市の議会議決を経た上で大分県知事の許可を得て設けられた一部事務組合であります。議員ご提案の3市個別処理方式については、広域事務組合で判断すべきことではなく、各構成市及び当該議会で判断されるべきものと考えます。5項目め「事務局長の暴言に対する対処」についてですが、「宇佐市職員の懲戒処分に関する指針」に準用し、本年8月8日付け文書により嚴重注意の処分としています。以上でわたくしからの答弁を終わりますが、再質問につきましては事務局長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

安東議長

以上で高橋議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋議員

はい。議長。

安東議長

はい。高橋君。

高橋議員

再質問の組み立て上、まず1項目、3項目、5項目を先に行つて、時間が余れば2項目、4項目と順に再質問を行いたいと思います。まず1項目めですが、どのような方針が正副管理者会議の中で決められたのかと、先ほど管理者からも説明がありましたけ

れど、非常に厳しい事態になっているというふうに私自身も思っております。今回の話し合われた内容をもう少し詳しく私はお聞きしたいと思っております。まず11月17日の全員協議会で、岡部事務局長から事業者選定経過報告が次のように行われました。4月16日に是永市長が再選、佐々木新市長が誕生、そして10日後の4月26日に持ち回り決裁で正副管理者の互選があり、現体制となった。その翌日の4月27日に事業者選定委員会があり、コスモスグループを落札候補者として選定。同日、正副管理者会議を開きこの報告をしたところ、佐々木副管理者が、市長選直後の日程での業者選定は納得いかない。また予定価格の決め方も不明だとの発言もあり、この時点では、その後の方向性は決まっていないとのことでした。確かに佐々木副管理者にとっては慌ただしいスケジュールの中で、こういう重要なことは決められないのは私も理解できます。そこで佐々木副管理者に質問ですが、予定価格の決め方が不明だというのはどういう理由だったのでしょうか。

安東議長

はい。佐々木副管理者。

佐々木  
副管理者

予定価格の問題について、管理者また事務局に話を聞きましたところ、設計業者の見積もりを基準に予定価格を決めたと、まあそういう意味では極めて理不尽な行為だと感じたところでもあります。一般に入札をする場合、執行部は基準単価、物価調査会、いろいろな中で設計を組み立てて、その中で入札執行をする。こういうのが我々の常識だと思っていたからであります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

同じくですね、局長の経過説明で4月28日、組合議会の全員協議会で選定結果を申し上げるところだったが、前日の正副管理者会議で一致した意見になっていない、一枚岩になっていないので議会に諮っても話はまとまらない、との意見をいただき、その後、正副管理者で協議を重ねるということにした、との報告がありました。そして同日の正副管理者会議で、予定価格の設定の仕方、根拠等について説明し、新たに3点ほど疑義が出たとの説明があり、5月19日に佐々木副管理者へ3点の疑義の説明をしたとのこと。3点の疑義とその回答はどのような内容だったのか、またどういう理由で納得がさらなかったのかを佐々木副管理者にお聞

きしたいと思います。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

高橋議員の再質問にお答えします。

まず3点について私から説明申し上げます。1点目は事業者の過去5年の実績を見たいということ。2点目がDBO方式におけるSPC特別目的会社の位置づけはどうなっているかということ。つまり特別目的会社を新しい株式会社として設立するので、その勝手に、例えば色んな会社を潰したりとかができるんじゃないかということもありました。3点目が選定委員の価格への関わりについてどうなっているかという説明がありました。1点目の事業者の過去の5年の実績については、事業者より取り寄せまして、お示しをいたしました。2点目のSPCの位置づけについては、親会社が大きな株を持って、代表企業が親会社として株を持って対処するので、SPCの自由にはならないと説明をいたしました。それから選定委員の価格への関わりについてですが、選定委員はこちらから技術審査をしてくださいということをお願いしているということと、価格については点数の付け方を決めてくださいとお願いをしているということで、入札価格に対する審査それは適当であるかどうかという審査はお願いをしていないという説明をしたところであります。以上になります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

その3点の説明で佐々木副管理者は納得いかなかった理由をお願いします。

安東議長

はい。佐々木副管理者。

佐々木  
副管理者

業者の5年の選定について、実績の全てを見せる状況ではないのではないかと、業者の実績を選別して都合のいい実績だけを挙げたのではないかと疑念を抱いたことであります。またDBO選定の新会社については、プラント業者と下請け業者がセットであり、それが入札の条件ですと。こういう入札方式という説明を受けましたところ、実態はプラント設備と、また運営会社は分離して契約すると。そうなりますと、DBOが根本的に壊れるのではな



いかと。条件そのものが違うのではと思ったからであります。また選定委員会については、選定の報告にあたって委員長に機械の選定また金額の妥当性、こういうものも十分議論をしたんですかと聞いたところ、金額の議論は一切しておりませんと、そういう意味で選定の内容になりますと、金額の妥当性が配点で 100 点のうち 40 点。内容は 40 点満点の評価をつけている中で、金額の評価を議論もしてなくて満点をつけるのは些か異論があると申したわけで、もう少し我々にも丁寧な説明が欲しいということをお願いしたところではあります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君

高橋議員

ありがとうございました。先ほど重大な管理者の表明がありました。私もびっくりしたんですが、予定では 2 月に契約議案を議会に提出する予定ということなんですが、いま、執行部が分裂したという状態で、この不完全な議案の可否を議会に丸投げするというのは、ちょっと無責任ではと思いますけども、正管理者はいかがでしょう。

安東議長

はい。管理者 是永 修治 君。

是永管理者

管理者の是永です。高橋議員の再質問にお答えします。先ほど全員協議会で説明しましたが、クリーンセンターの建設運営に係る落札候補者の取り扱いにつきましては、このまま結論を先延ばしすることは、3 市にとっても圏域の市民にとっても得策ではないことから、先ほどの結果説明会におきましてはギリギリまで正副管理者で協議をし、意見の一致を見るように努力いたしますけども、一致できない場合は地方自治法に沿って管理者としての方針を決定せざるを得ない旨を申し上げておりました。そして、開札から半年が経過し、これ以上意思決定を先延ばしすることは困難な状況と判断いたしまして、関係機関に技術的な助言を求めたところ、上位法である地方自治法に根拠を求めざるを得ないということでもございました。地方自治法 147 条 148 条によりますと、決定権は一部事務組合の長である管理者にあるとされております。そのため、諸般の事情を勘案して地方自治法に基づき、管理者であるわたくしが最終的な決裁というかたちでさせていただきますところではあります。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

次に3項目めですが、これは1社のみの入札の継続が強行されて、公平な競争性は図られたのかという質問でしたけど、先ほどの管理者の答弁では、1社入札であっても競争性は図られたとの答弁でありました。この点に関しては少し調査委員会の報告書を中心に色々お尋ねしたいと思います。まず、この入札案件で最も不可解な事柄は、公正入札調査委員会の検討結果にも書かれているとおり、入札期限直前で2社のうち1社が辞退したこと、そしてもう一つは、私にとって理解できないことは、267億円という巨額事業にも関わらず、募集公告で1社入札も可としたことです。まず聞きたいのは、平成28年1月に出された実施方針の中で、1社入札でも可としたのはどういう基準で行ったのか。2社以上でないと入札は行わない旨を公告していれば、少なくとも今回のような混乱は起こらなかったのではないかと思います。いかがですか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

高橋議員の再質問にお答えします。一般競争入札ということで、広く公告をして入札参加者を募集するもので、入札者は他の入札者と競争する意思を持って入札に参加するものであり、1社入札でも公共性は確保されているという考えから、実施要綱に1社入札も可というふうにさせていただきました。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

私は少なくとも2社以上の入札じゃないと、入札は行わない旨の公告を行っていれば、このような混乱は起こらなかったと思っているんですが、非常に残念です。小池都知事の肝いりで東京都が今般1社入札、1社応札を無効にしたことは有名ですが、その他に茨城、岡山、ひたちなか市など、1社入札の無効は意外と多いんですね。1社応札の落札率を調べてみると、だいたい90%台の後半です。うちのケースも94.5%ということですが、非常に高い落札率です。例えば、未だに仮設住宅に住む被災者がいる住宅関係の工事とかは緊急性を用するので別としても、この工

事が1社応札を認めるほどの緊急性、緊迫性があったのかという問題です。入札のやり直しというのは私もあまりよく分かりませんが、2, 3ヵ月あればできるという人も多いです。現に1社入札が原因で今混乱してますが、ずいぶん日数が経っているじゃないですか。誰が1社入札を最終的に決定したのか、また1社入札は今でも正しかったと思っているのかお聞きします。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

1社入札のあり方については、様々なところで研究をされていますが、一般競争入札において1社入札を不可とした場合、いつまでも複数現れない場合は、その事業自体が執行できないという弊害など、担当にとっては1社しかないというときに、もう1社以上探さないといけないというような行為に出たときに、官製談合の指摘も疑われるということで、そういう弊害もあるということなので、1社入札でも競争性は確保されるという判断をしたところであります。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

1社入札、1社応札を不可だとしているところは、それなりに努力しているんですね。それは局長ちゃんと調べてください。私もネットで見える限り、そういう場所は一生懸命努力しています。今後の問題としても謙虚に議員の言葉にも耳を傾けてほしいと思っています。それと先ほど全員協議会で聞いたんですが、会議録に載せたいので確認のためですけど、組合の広域ごみ処理施設整備運営事業者の落札者選定基準書の(6)のところに、入札の延期、中止などの項があります。その中に、本組合が必要と認めたときは入札を延期し、中止しまたは取り消すことがある。その場合、応募者は損害賠償請求できないと定めています。この中に本組合とあるのは、正副管理者などの執行機関を指すのか、それとも組合議会を指すのか、お聞きしたいと思います。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

本組合とは、広域事務組合の執行にあると理解しております。以上であります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

もう一つ確認しますが、執行部のほうでもこの入札は取りやめると言えば、この規定によると損害賠償請求が起きないということですか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

落札選定基準書の規定に関わらず、損害賠償それからその他の取り消したという訴訟を取り消し訴訟等のリスクが考えられるというふうに、法律の専門家から教示を受けております。以上であります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

先ほどの説明では、議会で契約案件を否決した場合は、損害賠償問題は起こらないことを言っていました。もう1点確認ですが本当ですか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

そういう解釈を私どもはしております。議会は損害賠償請求を受けられないという解釈をしております。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

入札は総合評価方式で昨年9月30日を締切日として公募を行ってきました。申請したのはツツジグループとコスモスグループの2社。ところが締め切り直前の9月15日に、突然、荏原環境プラントが自社の内部事情を理由に辞退を表明しています。JVを組んできた森田建設の社長は納得いかない、再公告を求めるとして、是永管理者に要望書を提出し、そしてこの時期と前後して広域や宇佐市長、大分県廃棄物対策課などに、暴力団の介在や官製談合の情報が多数寄せられております。こうした状況を踏まえ、公正入札調査委員会を設置し、約1ヵ月半にわたって関係者への事情徴収などを行った結果、暴力団の介入や不正の事実は確認できな

かったとして、2月14日正副管理者会議で日立造船1社のみによる入札の継続を決定しております。しかし、公正入札調査委員会の報告書を読む限り、いくつかの点で疑惑が解明されていたとは思えない部分がございます。それを一つ一つお聞きしたいと思います。

第1点は、最初の情報提供者は地元西大堀の副区長をしているY建設のY社長で、最初から日立造船と決まっていた。極東開発や平山産業から聞いていた。などの情報を広域事務組合に伝えており、今回の疑惑解明に繋がる可能性があるにも関わらず、調査委員会はY氏には事情聴取を行っていないのですが、これは何故だと聞いていますか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

当時の調査委員会の報告ですので、事務局からこの件の内容について詳細に回答を申すことができないと思っております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

内容を報告できないんですか。だけど、非常に引っかかるんですが、一番最初に情報を事務局にもたらした人を調査していないのは、どうも引っかかるんです。それから6月23日付けの毎日新聞によると、官製談合の疑惑の情報を寄せられているにも関わらず、調査委員会は職員からの事情聴取は行っておらず、何故か市長が広域職員の聴取で済ましている。これも報告書を読んでいて不可解だなと。どうして調査委員会に任せないのか。市長自らが調査したんですか。

安東議長

はい。管理者 是永 修治 君。

是永管理者

高橋議員の再質問にお答えします。私としましては、公務員の倫理規定がありますので、職員がこの一連の情報提供の中で、何か関与した余地があるのではないかというご指摘もあったので、倫理規定に沿ってわたしが抜き打ちで調査したところであります。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

調査委員会は職員に対して調査をしていないのでしょうか。させなかったのでしょうか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

時系列に申しますと、市長の調査がまだだいぶ先でして、その後公正入札調査委員会が立ち上がって調査をしていただいたということで、職員の事情聴取の件は以前に行われており、その時点で公正入札調査委員会に報告するような出来事はなかったと記憶しております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

いま言ったことも、調査委員会が調査しなかったのは私にとって不可解なことなんです。同じく毎日新聞によると、このヒアリング報告書の中で、利害関係人に何か情報提供したことはあるかの設問に、9月5日に郵送で組合に届いた熊本 today。これは疑惑報道を続ける熊本のミニコミ紙ですが、これを同日、K課長補佐が局長および課長に相談して利害関係会社に FAX したとの回答を得たとあります。この利害関係会社とはどこなのか。何のために送ったと聞いているのかお答えいただきたいと思います。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

ミニコミ誌、公に出ている情報誌に書かれている会社に、このようなことが出ていますよ、ということで送付したと記憶しております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

何のために送ったのかがよく分からないんですよ。これは1回だけですか。何回か送っているんですか。当然、調査はしたのでしょうか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

1 回だけと記憶しております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

この官製談合が疑われていた K 課長補佐に対して、警察からこれまで事情聴取は受けていないのか。そしてもう 1 つ、4 月の人事異動で彼は他の部署へ行ってしまったのは、この問題と関係があるのかお聞きします。

安東議長

はい。管理者 是永 修治 君。

是永管理者

高橋議員の再質問にお答えします。まず情報提供したとありましたが、私もそういう経緯があったということで、職員の事情聴取のときに、その点についてもお伺いをしたところですが、要は熊本 today さんの情報が、公務員の守秘義務に値する情報かどうかというところがポイントだったわけで、その情報誌はちゃんと発行人、文責も名前が書かれておりまして、広域組合以外にも、関係議員や色んなところにも配布されていたので、誰でも知りうる情報。しかも責任者が書いてあるということで、要するに秘密として保持すべき情報ではないという解釈でございます。これは県にもちゃんと確認をしております。それは要するに、倫理基準法上でいう守秘義務違反にはあたらないという判断をさせていただいたところなんです。それも 1 回限りだったということでありました。まずそこが 1 点と、人事異動は、彼は広域組合に行って一番長くなっているの、いわゆる定期的な人事異動ということになります。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務にあたらぬということだと思ふんですが、それにしても事務局の行為は疑惑を深める軽率な行為なのではと思ふんですが、これについては岡部事務局長どう思いますか。あなたも送っていいと言われたのでは？

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 私もとくに新聞報道のような紙面ですので、とくに問題はないと考えております。以上でございます。

安東議長 はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員 それから、暴力団の暗躍の背景や実態についての説明がまずなされていないということです。とくに宇佐市の汚泥不法投棄事件で逮捕された F 氏ですが、F 氏を調査していない。調査委員会の報告書の中にも、エイトからの回答では、M 氏から S 氏に対する打診はなかったとのことであったが、S 氏が虚偽の証言をする理由はなく、打診はあった可能性が高いと結論づけているにも関わらず調査をしていない。この調査をしていない理由をお聞きしたいと思います。実はこの方はかなり有名な方で、F 氏は時枝市長時代に、私も議会であることを問題にして新聞にも取り上げられたことがあります。かつて、衆院議長の資金管理団体の事務局長、当時、宇佐市の 3 役の一人や総務部長と非常に昵懇だった方、いわゆるこの世代のフィクサー的な存在だった方です。なぜキーマンである F 氏の聴取をしなかったのか？これも不思議でならない。いかがですか？

安東議長 はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 その理由について、やはり調査委員会の権限でありますので、私からはお答えできないと考えております。

安東議長 はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員 調査委員会がやったことだから私は知らないというのは、これは事務局の体をなしませんよ。調査委員会は宇佐とは全く関係ない人がやっているわけで、事情を知らないですよ。事情通でない方にはいろいろな情報を与えながら、客観的な情報を与えながら一緒になって疑惑を解明するのが筋ではないんですか。

安東議長 はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 当然わたしどもの知りうる情報は提供しながら、判断を委員会に任せたということであります。だいたいの詳細の議論は小耳に



挟んでいますが、私の権限で調査委員会に代弁して言う事はできないという考えであります。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

この調査委員会は、辞退を余儀なくされた荏原環境プラントの九州支社長と森田建設社長とに対しては、事情聴取を行っています。しかし、疑惑の対象で圧力を行使したといわれている、日立造船やアドバイザーの日本技術開発、および大分県廃棄物対策課への投書で、疑惑を指摘された日立とJVを組んでいる菅組に対しては、文書紹介のみの調査で終わっている。これも不可解で分からない。理由があれば教えてほしい。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

面会をして事情聴取をするか、それから文書なりで聴取するかという判断も調査委員会で決定して行ったことであります。想像しますに、詳細の情報が出てきてない状況で、会って聴取するのが難しかったのではと、そのような想像はしております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

事情聴取も公平ではないですよ。双方言い分があるとすれば、双方を呼んで対面で調査をするというのが筋だと思います。これも私にとっては疑義のあるところです。それからコスモ出版から調査委員会への回答書の中に、予定価格に対する入札時の基準価格がすでに漏洩している事実は、貴組合が地方自治法第284条に基づき一部事務組合として、体をなしていない証拠である。と書いています。入札時の基準価格とは何なのか。また基準価格が漏洩している事実はどういう意味ですか。わかりますか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

基準価格は、お示しをしました入札基準価格に対する最低限の価格といいますか、それ以下の金額でも同じ点数ですよという金額で、入札価格を点数をつけるときの参考になる基準価格でござ

います。それが漏洩されているという事実は私どもは確認しておりません。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

この熊本 today は、本組合がアドバイザー業務を委託しているエイト日本技術開発に対して、本事業では暗躍中など様々な疑惑や問題点を指摘しております。調査委員会の報告書によりますと、エイトはこの熊本 today を発行しているコスモ出版を、今後告訴する考えがあると書いています。その後どうなったのか、訴えたのかお聞きします。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

その後の経過は聞いておりません。訴えたかどうかも確認しておりません。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

いろいろと質問をしていきましたけど、私の疑惑が払拭されたというよりも、ますます疑惑が深まった印象なんです。残念ながら。熊本 today の最新号、狙われた地方自治体死んだ魚は頭から腐る。の中に、この報告書とは一体誰のために作成されたものなのか、と書いている。わたしも同感なんです。様々な談合情報に真剣に向き合い調査したとの印象は全くありません。失礼ですが、依頼者である事務組合のために、単なるアリバイ作りだったのではと感じています。ただこの報告書の中で、唯一評価できる一文があります。それは最後の一文なんです。調査結果は以上のとおりであるが、公共事業は公金つまり地域住民の財産を使用して行うものであるから、事業のプロセスは住民に対して透明であるべきであり、なおかつ納得を得られるものでなければならぬと考える。その点を考慮して今後の対応をしていただきたいと思います。これはいい言葉ですね。これだけです私が納得したのは。これまでの事業のプロセスは、住民に対して透明だったと思いますか。いかがですか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 住民に対しても事業者に対しても、必要な情報は公平に提供して行っていると感じております。以上でございます。

安東議長 はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員 今回、通告してないから言いませんが、今日も議長さん以下と見て回ったまちづくり交付金2億400万円。その使われ方も地域の人にも納得してない、よく分かってない、説明を受けていないような不透明な中で、どんどん事業が進められているというのは、私は大きな疑義を抱いています。また機会があればこの問題をしたいと思っております。ところで、ある市民がこの入札の問題に関し、8月29日に独禁法に違反すると思われる行為について、厳正で公正な調査を求める申告書を提出し受理された。という事実をご承知ですか。

安東議長 はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 把握しておりません。以上でございます。

安東議長 はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員 8月29日ですから、そのうち調査に入るとは思いますが、入ったらまたはっきりと教えていただきたいと思っております。5項目めです。新聞報道によりますと、広域の事務局長がある市議に、疑惑は晴れていないとの暴言を行ったということが明るみに出て、是永管理者が宇佐市職員の懲戒処分に関する指針を準用して、適正に対処すると回答しています。今日の答弁では、文書で厳重注意を8月8日にしたということです。私は一言だけ岡部事務局長に、暴言を吐いた議員に謝罪と訂正をやるお気持ちはありますか。

安東議長 はい。岡部事務局長。

岡部事務局長 この件に関して私が当事者ですので、発言を控えたいところではありますが、一部事実と異なることが広く言われているので、その点について納得がいないという状況でございます。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

納得がいかなければ謝罪までは私もここで強要するわけには行かないです。その辺は理解できますけど、新聞に言われたようなことは事実であるからこそ、市長も文書で嚴重注意をしたのではありませんか。

安東議長

はい。管理者 是永 修治 君。

是永管理者

高橋議員の再質問にお答えします。議員のおっしゃるような事実関係を確認しましたので、宇佐市の基準に照らし合わせて、その適正なる処分をしたところであります。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

嚴重注意処分を受けたわけですから、やはり暴言を吐かれた議員に対して、お詫びと訂正を申し上げるのは大事なことはありませんか。これは局長にもう一度申し上げます。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

先ほどと同じですが、事実と違うことが広く言われているところもありますので、納得していない状況であります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

事実と違うことを今日言ってください。まだ時間はあります。あとの分はまたいつか時期があれば済むことですから。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

わたし個人の処分のことでありますので、この場でその発言は控えたいと思います。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

あまり言っても堂々巡りになりますのでやめますけど、では2項目めに行きます。その1点目ですが、ごみ減量とリサイクルに対する国の基準と3市の目標を教えてくださいと思います。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

3市の減量と目標ということでございますが、まずごみ排出量ですが、宇佐市については平成28年度の数值は平成31年の推計からすればマイナス0.5%。豊後高田市はマイナス0.4%。国東市はマイナス0.2%。トータルでマイナス1.1%となっています。目標は平成31年の推計に対しまして10%減であります。また平成28年度の宇佐市のリサイクル率は8.89%。豊後高田市は17.88%。国東市が18.23%。トータルで13.08%であります。リサイクル率のトータルの目標は24%ですが、31年の途中の目標でいいますと20.24%となっています。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

1点目の家庭系ごみ排出量、一人1日当たり10%の削減となっていますが、これは国の基準等から見ると非常に低い目標だと思っているのですが、これはあもりにも志が低いのではないですか。それと、2点目の事業系ごみの増加の件ですが、これは手数料を見直すとかは、まあ高くすることだと思ふんですが、高くすれば不法投棄の原因にもなるので、その辺を勘案してやるのかどうかお聞きします。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

事業系ごみの搬入料金については、となりの中津市と比べると、宇佐市と豊後高田市が約半分、国東市がそれよりまだ低いという現状があります。これに対してほぼ同等にしたいというのが基本ですが、3市の担当者等とこれから協議しながら、料金設定については決めていきたいと考えております。以上でございます。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

3点目の資源化量の割合が31年度に24%以上を目標にすると

あるんですが、これは逆に達成できるのかという思いがあるんですけどいかがですか。

安東議長

はい。岡部事務局長。

岡部事務局長

リサイクル率の24%という数字は、国が示す基準に沿って決めた数字ですが、現実にごみ排出量を抑制する中でリサイクル率を高めるということは、少し矛盾するところがあり、リサイクルごみを積極的に増量しながらでないとは達成しないということもあります。それで24%というのは目標ではありますが、なかなか非現実的ではないかなというところで、先ほどの20%台前半の数字というところを目標にしています。以上です。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

分かりました。では最後に4項目めにまいります。これはある意味問題提起として挙げたんですが、佐々木副管理者の持論でもありますし、とくに規模の縮小ということを盛んに言われていますが、この議会でもう一度、佐々木副管理者の意見を聞きたいのですがいかがですか。

安東議長

はい。佐々木副管理者。

佐々木  
副管理者

そもそも私は、今回の市長選挙で24日に交付式を受け、是永市長も当然のことながら選挙があれば、同じ24日だと思っております。そういう中で事務局より27日に出てきてほしい、その前の午前中に選定委員会の答申を受け、その後に副管理者を指定しますと。そして午後には本会議を開いて決定し、9月に契約をすると。24日に誕生して、選定委員会の場に副管理者として出席できない。そんなバカのことではないでしょう。当然、持ち回りでもして、副管理者の選定をするべきでしょうと。そういう意味で6日に来ていただいて、持ち回りの選定をいただいた。なぜそこまで急いでやるのかと、そういう意味で27日に、正副管理者と事務局の話をする機会がありました。こんな唐突なやり方は納得できない。脱会したい気分ですよと、事務局長いわく、3人の前で「脱会したらできますよ」、「豊後高田市の議会が認めればできますよ」と、じゃあ国東もできるんですかと、「当然できますよ」と事務局長の

言葉ですよ。こんなことを平気で、だから我々が副管理者にもなっていないのに決めたい。こういう思いが私の疑念の始まりなんです。そして 200 数十億の契約を、1 万 2 万の契約ならいざ知らず、議論もしない事後承認みたいなことでホントにいいのか。市民の負担がそのままのしかかってくるのではと。そういう意味で、私にも市長にも一貫して、3 者協議の中で言ってきましたが、一つは予定価格の透明性。業者の見積もりを基準ですと、まずこれに大きな不満を持ったのは事実であります。またそういう中で、二つ目に人口減少、プラントの 115 t の決定、少子化の問題も含めて、こういうことを考えたときに、115 t のプラントを 70 t くらいにして、設備もコストも経費も安くする方法を考えたわけがあります。そのためには、ごみの中で生ごみや紙、布類が 70% 含まれていますし、その内の生ごみは 1 t、紙布の 1 t では燃焼率が全く違うので、そういう意味で、ごみを絞って投入すれば、安くて市民負担も軽くてすむのではと、そういう思いで一貫して唱えてきたところですよ。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

佐々木副管理者が懇切丁寧に説明してくれたので、もっと聞きたいことがあったんですが、時間もなくなってしまったので私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

安東議長

以上で全ての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結致します。

日程第七、これにより議案審議に入ります。

議第四号、「平成 29 年度 宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第一号)」について、発言の通告がありますので、発言を許可します。

4 番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

議第 4 号の中で、本組合のアドバイザー業務を委託しているコンサルタントである株式会社エイト日本技術開発についての継続が困難ということで 2000 万円の当初予算を計上し、今回、同額を減額する補正予算が提案されている点について。1 点目、当初、困難と判断した理由は何か。2 点目、今回、継続できると判断した根拠は何か。3 点目、繰り越して今後どのような業務を委託するのか。以上 3 点をお聞きしたいと思います。

安東議長

高橋宜宏 君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。  
はい。事務局長 岡部 輝明 君。

岡部事務局長

4番 高橋議員の議案質疑にお答えします。

1項目め「議第4号 アドバイザリーの継続が困難ということで2千万円の当初予算を計上し、今回、同額を減額する補正予算が提案されている点について」の1点目「当初、困難と判断した理由は何か」についてですが、事業者選定アドバイザー業務委託については、平成27年度に債務負担行為を設定し、平成27年7月21日に委託費33,814,800円、履行期限を平成29年3月18日として、(株)エイト日本技術開発を委託先として契約をしておりました。

平成27年度から平成28年度にかけて順調に業務を遂行していただいておりますが、平成28年9月に、ごみ処理施設整備・運営事業の入札に関して不正をうかがわせるような出来事が発生したため、10月3日に入札手続きを一時停止し公正入札調査委員会を設置、その後委員会の「不正の存在は認められない」との結論を受け、平成29年2月14日に入札手続きの停止を解除し、アドバイザー業務を再開しました。

しかし、業務を4カ月半も停止していた影響で、履行期限内に委託業務の全てを完了することがほぼ不可能となりました。この時点でエイト日本技術開発によるアドバイザー業務は既に2年を経過しており、また、予定価格が260億円を超える大型事業であることも視野に入れ、残業務を別のコンサルタント会社に委託し、別角度から見てもらうことで、より確実な入札手続きが期待されるのではないかと考えがありました。

このように当初予算を編成する過程において、アドバイザー業務をこのまま継続し繰越すか、新たなコンサルタント業者に委託するのかが決定しておりませんでしたので、予備的に予備費において予算計上していたものでありますので、エイト日本技術開発での継続が困難という判断ではありません。

2点目「今回、継続できると判断した根拠は何か。」についてですが、廃棄物処理施設に精通するコンサルタント業者は限られており、新年度新たなコンサルタント業者に委託することが可能かどうかを公的専門機関に確認し、関係機関へも相談したところ、途中から業務を引き継ぐコンサルタント業者はないだろうとの結論でし



た。また、本来であれば当事務組合の事業者選定業務に精通している業者に継続することは、技術的にも財政的にも有利であると判断しました。

3点目「繰り越して今後どのような業務を委託するのか」についてですが、まずエイト日本技術開発の役割としては、当広域事務組合が、ごみ処理施設整備及び運営を公設民営方式（D B O方式）で実施する上で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等に基づく手続きを進めることから、その業務を支援することです。

その具体的な内容ですが、全体的には、①事業スキーム・事業者選定方式等の検討に係る支援、②参考見積仕様書の作成、市場調査等の実施、③実施方針の作成及び公表に係る支援、④特定事業の評価、選定及び公表に係る支援、⑤事業者の募集書類作成に係る支援、⑥事業者の評価、選定及び審査に係る支援、⑦協定及び契約の締結に係る支援、⑧その他の支援であります。

この内、今年度繰り越して実施した業務は、⑥事業者の評価、選定及び審査に係る支援などで、今後実施する業務は⑦協定及び契約の締結に係る支援業務⑧その他支援業務及び打合せ業務であります。

安東議長

以上で高橋議員の議案質疑に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

はい。高橋 宜宏 君。

高橋議員

先ほどの質疑の答弁で、別の角度でやってもらうということでしたが、これははっきり言えば、ひょっとしてエイトに不正があった場合を想定してということでしょうか。

安東議長

はい。岡部事務局長

岡部事務局長

平成29年3月で契約が一度終わるので、その後の契約について、どこにしようのかという検討の中で、その当時色々な情報もあったので、とくに価格や仕様について、別の角度から見てもいいのではないかという議論があり、どちらもいけるように準備をしていたということでもあります。

安東議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なし、と認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なし、と認めます。討論を終結いたします。

これより議第四号について採決致します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第四号は、原案のとおり可決されました。

安東議長

次に、議第五号「平成 28 年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより、議第五号について採決いたします。

お諮り致します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第五号は原案の通り認定されました。

次に議第六号「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

安東議長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
討論を終結致します。

これより議第六号を採決致します。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
〔なし〕の声あり  
ご異議なしと認めます。  
よって、議第六号は、原案の通り同意されました。

続いて、報告案件の質疑に入ります。  
報告第一号「平成 28 年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計繰越明許費繰越計算書について」、只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。  
〔なし〕の声あり  
質疑なしと認めます。報告案件の質疑を終結いたします。

報告第一号については報告のとおりでありますから、ご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、平成 29 年 第三回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会致します。どうもご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名押印をする。

平成 29 年 11 月 27 日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

議 長 安東 正洋

署名議員 山本 博文

署名議員 菅 健雄